

平成29年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成28年11月14日

上場会社名 燦キャピタルマネージメント株式会社 上場取引所 東
 コード番号 2134 URL http://www.sun-capitalmanagement.co.jp
 代表者 (役職名)代表取締役 (氏名)前田 健司
 問合せ先責任者 (役職名)取締役経営企画室長 (氏名)松本 一郎 (TEL)06(6205)5611
 四半期報告書提出予定日 平成28年11月14日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成29年3月期第2四半期の連結業績(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29年3月期第2四半期	117	△46.2	△91	—	△95	—	△98	—
28年3月期第2四半期	218	6.1	△42	—	△61	—	△77	—

(注) 包括利益 29年3月期第2四半期 △98百万円 (-%) 28年3月期第2四半期 △66百万円 (-%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
29年3月期第2四半期	△6.90	—
28年3月期第2四半期	△6.18	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	%
29年3月期第2四半期	1,333	1,065	34.14	29.10
28年3月期	1,135	837	20.08	18.18

(参考) 自己資本 29年3月期第2四半期 455百万円 28年3月期 227百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
28年3月期	—	0.00	—	—	—
29年3月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成29年3月期の連結業績予想(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	272	△23.6	31	—	15	—	132	—	8.81

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

当社ならびに当社組成ファンド、SPCの組成時期および資産の売却時期等により、収益実現には一定の期間を勘案する必要があります。その収益実現の時期が、期間損益に影響を及ぼすため、第2四半期連結累計期間の業績予想に関しては、平成22年3月期より開示を控えさせていただいております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無

(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 社(社名) 、除外 社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

29年3月期2Q	15,641,244株	28年3月期	12,541,244株
29年3月期2Q	-株	28年3月期	-株
29年3月期2Q	14,313,375株	28年3月期2Q	12,541,244株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

本四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であります。

本四半期決算短信開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続が終了しております。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績の見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的と判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等については様々な要因により予想と大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. サマリー情報(注記事項)に関する事項	4
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	4
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	4
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	4
3. 四半期連結財務諸表	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	8
(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	10
(継続企業の前提に関する注記)	10
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	10
(セグメント情報等)	11
(重要な後発事象)	12

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府・日本銀行による各種経済・金融政策を背景として、企業収益は足踏みがみられるものの、高い水準を維持し、雇用・所得環境が改善、設備投資の先行きに持ち直しが期待されるなど、緩やかではありますが、景気の回復基調が続いております。先行きについては、中国をはじめとするアジア新興国・資源国等の掲記の下振れや、英国のEU離脱問題など海外経済の不確実性の高まり、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社グループの主要投資対象である国内不動産市場においては、良好な資金調達環境を背景に、依然、大都市圏を中心に買い意欲旺盛な状況が続いておりますが、需要に対する供給不足から、売買取引における高止まりでの停滞感が出てきている一方で、ホテル投資市場においては、2020年東京オリンピック開催や観光先進国に向けた政府の政策もあり、訪日外国人観光客を見込んだ宿泊施設への投資は活況が続いております。

海外投資の対象となるアジア地域の経済は、中国、韓国、台湾では、景気は緩やかな減速あるいは弱い動きとなっている一方で、インドネシア、タイでは、景気は内需を中心に持ち直しの動きがみられ、インドでは、景気は内需を中心に緩やかに回復しております。

このような市場環境の下、当社グループは、業績回復及び向上のために、上場以来の中核事業である不動産を中心に、投資及び投資マネジメントという枠組みの中で、より安定した経営基盤を構築するため、事業及び経営体制のリストラクチャリング（再構築）を進めて行く中、当年5月13日開催の取締役会において、海外事業会社への出資を通して東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資、主にインバウンド向け宿泊施設関連事業における不動産ファンド事業への投資等を資金使途とした第三者割当による新株式発行（普通株式）並びに新株予約権の発行決議を行いました。

新株式については当年5月に払込みがあり、新株予約権についても8月をもってすべて行使されており、調達資金に係る資金使途の一部として検討しておりました宿坊関連事業への投資およびエネルギー関連海外事業会社であるMARVEL GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. への出資を行っております。

これら取組みはあったものの、当第2四半期連結累計期間の売上高は117百万円（前年同四半期比46.3%減）、営業損失は91百万円（前年同四半期は42百万円の営業損失）、経常損失は95百万円（前年同四半期は61百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は98百万円（前年同四半期は77百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(投資事業)

投資事業につきましては、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は116百万円（前年同四半期比46.2%減）、セグメント損失（営業損失）は95百万円（前年同四半期は44百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(アセットマネジメント事業)

アセットマネジメント事業につきましては、アセットマネジメント業務報酬、ファンドからの管理フィー等を計上したこと等の結果により、アセットマネジメント事業の売上高は0百万円（前年同四半期比100.0%）、セグメント利益（営業利益）は0百万円（前年同四半期比4.1%減）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、アドバイザー業務報酬等の結果により、その他の事業の売上高は0百万円（前年同四半期比75.5%減）、セグメント損失（営業損失）は0百万円（前年同四半期は0百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

(2) 財政状態に関する説明

① 資産、負債および純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、198百万円増加し、1,333百万円となりました。この主な要因は、本年7月および9月に取得した投資有価証券が200百万円増加したこと等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ、29百万円減少し、268百万円となりました。その主な要因は、短期借入金が増加したものの、その他の流動負債が100百万円、長期借入金が増加したこと等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、227百万円増加し、1,065百万円となりました。その主な要因は、第三者割当による株式の発行により株主資本が227百万円増加したこと等によるものであります。

② キャッシュ・フローの状況に関する分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ、13百万円減少し、63百万円となりました。この主な増減は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動により支出した資金は、193百万円(前年同四半期は12百万円の支出)となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純損失が95百万円となったことに加え、未払消費税等の支払い98百万円および法人税等の支払いが3百万円、減価償却費が8百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動により支出した資金は、212百万円(前年同四半期は100百万円の収入)となりました。この主な要因は、投資有価証券の取得による支出が200百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動により得られた資金は、392百万円(前年同四半期は104百万円の支出)となりました。この主な要因は、第三者割当による株式の発行による収入が326百万円となったことによるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当第2四半期連結累計期間の業績等を勘案した結果、平成28年5月13日に発表致しました平成29年3月期の連結通期業績予想に変更はございません。

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、当第2四半期連結会計期間において、四半期連結財務諸表への影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

3. 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	77,429	63,835
売掛金(純額)	13,912	13,945
有価証券	45,000	-
商品	3,372	2,461
貯蔵品	771	5,075
短期貸付金	3,700	50,000
その他	10,421	15,061
流動資産合計	154,605	150,377
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	120,551	117,184
その他(純額)	164,926	165,377
有形固定資産合計	285,477	282,561
無形固定資産		
その他	188	166
無形固定資産合計	188	166
投資その他の資産		
投資有価証券	677,339	878,075
その他	17,683	22,239
投資その他の資産合計	695,022	900,314
固定資産合計	980,688	1,183,041
資産合計	1,135,293	1,333,418
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,936	2,658
短期借入金	23,315	108,315
1年内返済予定の長期借入金	16,584	16,584
未払法人税等	6,056	1,965
その他	156,565	56,123
流動負債合計	204,456	185,645
固定負債		
長期借入金	83,717	75,425
その他	9,184	7,108
固定負債合計	92,901	82,533
負債合計	297,358	268,178
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,231,992	1,395,292
資本剰余金	1,096,979	1,260,279
利益剰余金	△2,100,975	△2,200,381
株主資本合計	227,996	455,190
新株予約権	569	-
非支配株主持分	609,369	610,050
純資産合計	837,935	1,065,240
負債純資産合計	1,135,293	1,333,418

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
売上高	218,582	117,461
売上原価	49,801	13,525
売上総利益	168,781	103,936
販売費及び一般管理費	211,145	195,861
営業損失(△)	△42,364	△91,925
営業外収益		
受取利息	1,819	262
貸倒引当金戻入額	554	554
その他	1,684	3,367
営業外収益合計	4,058	4,183
営業外費用		
支払利息	22,036	1,445
支払手数料	500	6,500
その他	349	183
営業外費用合計	22,886	8,128
経常損失(△)	△61,192	△95,870
特別利益		
関係会社清算益	328	-
新株予約権戻入益	-	570
特別利益合計	328	570
特別損失		
その他	204	-
特別損失合計	204	-
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失(△)	△61,068	△95,300
匿名組合損益分配額	△369	-
税金等調整前四半期純損失(△)	△60,698	△95,300
法人税等	5,589	2,735
四半期純損失(△)	△66,287	△98,035
非支配株主に帰属する四半期純利益	11,194	680
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△77,482	△98,715

四半期連結包括利益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
四半期純損失(△)	△66,287	△98,035
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	△66,287	△98,035
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△77,482	△98,715
非支配株主に係る四半期包括利益	11,194	680

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△60,698	△95,300
減価償却費	24,522	8,083
長期前払費用償却額	65	20
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△940	3,623
受取利息及び受取配当金	△1,819	△262
貸倒引当金戻入益	-	△554
受取手数料	-	△2,065
支払利息	22,036	1,445
支払手数料	500	6,500
支払保証料	-	138
新株予約権戻入益	-	△570
売上債権の増減額(△は増加)	△767	△251
たな卸資産の増減額(△は増加)	275	△3,392
未収消費税等の増減額(△は増加)	△4,131	△4,349
差入保証金の増減額(△は増加)	-	△4,908
仕入債務の増減額(△は減少)	950	721
未払消費税等の増減額(△は減少)	444	△98,231
その他	34,922	△2,073
小計	15,361	△191,425
利息及び配当金の受取額	217	262
受取手数料の受取額	-	2,065
利息の支払額	△22,057	△1,445
支払手数料の支払額	△1,040	-
法人税等の支払額	△4,907	△3,146
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,426	△193,689
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△268	△30,000
有価証券の償還による収入	-	75,000
有形固定資産の取得による支出	-	△5,144
投資有価証券の払戻による収入	39,700	-
投資有価証券の取得による支出	-	△200,736
関係会社の清算による収入	241	-
敷金及び保証金の支払いによる支出	-	△1,900
短期貸付金の増減額(△は増加)	60,000	△50,000
長期貸付金の回収による収入	1,108	1,109
その他	△297	△1,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,484	△212,722
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	5,820	85,000
長期借入金の返済による支出	△61,292	△8,292
リース債務の返済による支出	△3,646	△3,990
株式の発行による収入	-	326,600
株式の発行による支出	-	△6,500
非支配株主への清算配当金の支払額	△45,629	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△104,748	392,818

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△16,690	△13,594
現金及び現金同等物の期首残高	93,857	77,429
現金及び現金同等物の四半期末残高	77,167	63,835

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、過去継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失91百万円、経常損失95百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失98百万円を計上しております。

このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を改善・解消すべく、以下のとおり、安定した収益の確保、コスト削減、財務基盤の強化及び資金の確保等により安定した経営を図って参ります。

引き続き不動産の流動化事業、投資案件の仲介、アドバイザーサービス事業といった取組に加え、事業会社及び事業並びにコンテンツ・工学技術等を対象とした投資や、更にそこから発展するであろう事業への投資を進めていくことによる新たな収益の獲得を目指し、また、資本参加や業務提携による事業会社とのビジネスマッチング及び流動化スキームを使ったフィナンシャルアドバイス事業等を通じて、国内のみならず海外における事業展開による収益の増加を図ります。

さらに、継続して役員報酬の減額や業務提携先との協働をはじめとした業務の効率化を図るなど、安定的な収益に見合った組織体制・コスト構造への転換を一層進めて参ります。

しかしながら、上記のすべての事業が計画通り実現するとは限らないため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結会計期間において、平成28年5月13日に発行決議した第三者割当による新株式の払込に伴い資本金及び資本準備金が110,250千円増加しております。また、同じく発行決議された新株予約権の行使に伴い、資本金及び資本準備金が53,050千円増加しております。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が1,395,292千円、資本準備金が1,260,279千円となっております。

(セグメント情報等)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメント 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	216,996	660	925	218,582	—	218,582
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	120	300	420	△420	—
計	216,996	780	1,225	219,002	△420	218,582
セグメント利益又は損失(△)	△44,608	688	583	△43,336	972	△42,364

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額972千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメント 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	116,801	660	—	117,461	—	117,461
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	120	300	420	△420	—
計	116,800	780	300	117,881	△420	117,461
セグメント利益又は損失(△)	△95,418	660	△600	△95,358	3,433	△91,925

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額3,433千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による特に有利な払込金額による募集株式の発行

当社は、平成28年10月24日開催の臨時取締役会において、第三者割当による特に有利な払込金額による募集株式の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりです。なお、本資金調達は有利発行に該当すること及び希薄化の程度が相当程度に大きいことを踏まえ、平成28年11月10日開催の当社臨時株主総会において特別決議によって承認されることを条件といたします。なお、当該臨時株主総会において、本株式の発行にかかる議案は原案どおり承認可決されました。

(1) 募集株式の数	15,500,000株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき70円
(3) 募集株式の払込金額の総額	1,085,000,000円
(4) 出資の目的とする財産の内容及び価額	払込金額の一部は、OPM社が当社に対して有する平成28年9月21日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本100,000,000円のうち100,000,000円により充当される。 借入日：平成28年9月21日 借入金額：100,000,000円 返済期日：平成28年12月31日 利率：3.00% (注) 現物出資の目的となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査（会社法第207条第1項）若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査（同条第9項第4号）が義務付けられていますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップである場合）については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています（同条第9項第5号）。ただし、同条第9項第5号が適用される金銭債権については、弁済期が到来しているものに限られます。よって、現物出資の目的となる金銭債権100,000,000円につきましては、検査役検査又は専門家による調査を不要とすることを目的として、当社が期限の利益を放棄することとし、これにより弁済期が到来いたします。
(5) 増加する資本金および資本準備金の額	資本金 542,500,000円（1株につき35円） 資本準備金 542,500,000円（1株につき35円）
(6) 申込期日	平成28年11月18日
(7) 払込期日	平成28年11月18日

2. 第三者に特に有利な条件による募集新株予約権の発行の件

当社は、平成28年10月24日開催の臨時取締役会において、第三者に対して特に有利な条件による募集新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりです。なお、本資金調達は有利発行に該当すること及び希薄化の程度が相当程度に大きいことを踏まえ、平成28年11月10日開催の当社臨時株主総会において特別決議によって承認されることを条件といたします。なお、当該臨時株主総会において、本新株予約権の発行にかかる議案は原案どおり承認可決されました。

(1) 新株予約権の名称	燦キャピタルマネージメント株式会社第8回新株予約権	
(2) 第8回新株予約権の払込金額の総額	金29,600,000円	
(3) 申込期日	平成28年11月18日	
(4) 割当日および払込期日	平成28年11月18日	
(5) 募集または割当の方法	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。	
	OPM社	170,000個 (潜在株式17,000,000株)
	尾崎 友紀	15,000個 (潜在株式数1,500,000株)

- (6) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
- ①第8回新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。
 ②第8回新株予約権の目的である株式の総数は、18,500,000株（第8回新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。）とする。但し、③及び④により割当株式数が調整される場合には、第8回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 ③当社が「(10)行使価額の調整」の規定に従って行使価額（「(9)第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」②に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第8回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(10)行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ④調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「(10)行使価額の調整」②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 ⑤割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (7) 第8回新株予約権の総数 185,000個
 (8) 第8回新株予約権の払込金額 新株予約権1個につき160円

- (9) 第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
- ①各第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
 ②各第8回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、70円とする。但し、行使価額は「(10)行使価額の調整」に定めるところに従い調整されるものとする。

- (10) 行使価額の調整
- ①当社は、当社が第8回新株予約権の発行後、②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 a ④bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 a ④bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- c 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- ⑤②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- a 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (11) 第8回新株予約権の行使期間 平成28年11月18日から平成30年11月17日（但し、平成30年11月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、「(14)合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」に定める組織再編行為をするために第8回新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、第8回新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
- (12) その他の第8回新株予約権の行使の条件 ①第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該第8回新株予約権の行使を行うことはできない。
- (13) 新株予約権の取得条件 ②各第8回新株予約権の一部行使は出来ない。
当社は、第8回新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により第8回新株予約権を取得する旨及び第8回新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる第8回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第8回新株予約権1個につき第8回新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する第8回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第8回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (14) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第8回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第8回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- ① 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する第8回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ②新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- ③新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ⑤新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件「(11)第8回新株予約権の行使期間」ないし「(14)合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」、「(16)新株予約権証券の発行」及び「(17)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金」に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- ⑥新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

- (15) 新株予約権の譲渡制限 第8回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (16) 新株予約権証券の発行 当社は、第8回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- (17) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (18) 本新株予約権の行使指示 当社は、割当予定先であるOPM社及び尾崎友紀氏（以下、第8回新株予約権の割当予定先を「本新株予約権者」という。）は、行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができるが、当社が本新株予約権者と締結した割当契約により、次の場合には当社から本新株予約権者に第8回新株予約権の行使を行わせることができる。
- ・株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下、「東証JASDAQスタンダード」という。）における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（91円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、本新株予約権者に第8回新株予約権の行使を行わせることができる。
 - ・東証JASDAQスタンダードにおける5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（105円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、本新株予約権者に第8回新株予約権の行使を行わせることができる。
- 行使指示を受けた本新株予約権者は、原則として10取引日以内に当該行使指示に基づき本新株予約権を行使する。
- (19) 新株予約権の行使請求の方法
- ①第8回新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名または名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを「(21)行使請求受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった第8回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて「(22)払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - ②第8回新株予約権の行使の効力は、上記①の行使請求に必要な書類が「(21)行使請求受付場所」に到着し、かつ当該第8回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が「(22)払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。
- (20) 株式の交付方法 当社は、第8回新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該第8回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (21) 行使請求受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室
- (22) 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店
- (23) その他
- ①会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - ②第8回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - ③上記のほか、第8回新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。